
平成23年 第3回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

平成23年7月20日 (水曜日)

議 事 日 程 (1)

平成23年7月20日 午前10時30分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)について
第41号

第4 発 議 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書
第5号 について

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
9番 今井 保利	10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美
13番 横尾 武志			

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者兼総務課長	小野義之	企画政策課長	吉永博幸
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司	税務課長	境 富雄
環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子	福祉課長	松田義春

地域づくり課長 中西新吾 学校教育課長 岡本正美 生涯学習課長 本田幸代
病院事務長 森田幸次 管理課長 大長光信行 事業課長 藤崎隆好
管理課付課長 濱村昭敏

午前10時30分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成23年芦屋町議会第3回臨時会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、3番、刀根議員と10番、川上議員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第41号及び日程第4、発議第5号の各議案を、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号の平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,400万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、船頭町駐車場活用事業、商業施設整備工事、建築電気設備、機械設備を計上しております。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に、発議第5号の提案理由の説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上です。意見書案を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書。東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電の技術が本質的に未完成であり、人類が完全にコントロールできないものだという原子力発電の根本的な問題を改めて世界中に示した。

現在の軽水炉は、冷却水がなくなれば炉心が溶けてコントロール不能となり、大惨事を引き起こすという本質的な欠陥を持っている。また、一たび放射性物質、死の灰が外部に放出されれば、もはやそれを制御する手段を持っていない。被害は空間的にどこまでも広がる危険性があり、その上、将来にわたって危険を及ぼすための地域社会全体の存続そのものを危うくする。

こうした危険性を持っている原子力発電所が世界有数の地震と津波の多発国である日本に集中立地されていることは大きな問題である。

また、放射性廃棄物の処理方法が確立していないため、全国原発の建屋及び敷地に膨大な量の使用済み核燃料が蓄積されており、貯蔵容量の限界が数年後に迫っていることも明らかになっている。

日本における原子力発電所の科学的根拠のないこれまでの重大事故は起こらないという「安全神話」が崩壊した今、原子力発電所の危険性をはっきりと認識し、新たなエネルギー政策を構築しなければならない。よって、芦屋町議会は、政府に対し次のことを要請する。

1、国及び国民を放射能汚染から予防する上からも、一刻も早く原子力発電からの撤退を決断

し、期限を決めて原子力発電所をゼロにするプログラムをつくること。

2、当面、原子力発電所の新・増設計画を中止し、浜岡原子力発電所及び福島第一、第二原子力発電所は廃炉するとともに、老朽化した原子力発電所の運転を中止すること。

3、放射性廃棄物の再処理施設を閉鎖し、プルサーマル発電から撤退すること。

4、原子力発電所は、運転停止後も廃炉までに20年程度かかると言われているため、原子力発電所がゼロになるまでの期間に、事故の危険を最小限にするためのあらゆる安全対策をとるとともに、原子力発電所を推進する機関から完全に分離し、原子力を規制する独立した機関を緊急に確立すること。

5、再生可能な自然エネルギーの開発と普及・促進させるなど、低エネルギー社会への移行のために最大限の知恵と力を注ぐこと。

以上でございます。よろしく慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第41号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

質疑の最初に、私の考えを少し述べてから質疑を行いたいと思います。私自身、住んでいるところは、今度のスーパー事業用地に近く、地域が発展する事業に根本的には反対の立場ではありません。しかし、この1億5,400万円の予算をきょう採決するという判断を行うために、これから質疑を行います。

今回は、予算を振替する議案に対して、私たち議会は是非を問われています。このスーパー誘致事業に関しましては、議会の全員協議会、これは、今年の3月ですけども、方向性を聞き、その後、この資料が私のメールボックスに入って、先週、私は全体の資料の計画を知りました。

議会としては、今回の予算振替を含め、土地の整地などの予算審議は6月に行われました。しかし、きょう現在まで、この事業の効果、必要性について、議会としては審議を行っておりません。議案として事業内容が提案されれば別ですけども、議会では検討・審議するものではないからです。

今回の予算議案、きょうの議案についても、予算の振替議案であり、事業内容の議案ではありません。当然事業内容の審議及び議決ではありません。事業内容の検討・審議は、今日まで議会では行っていないことを私はまずここで確認します。

そして、このスーパー誘致事業は建物の賃貸契約であり、建物が建った後、賃貸契約ということであれば、私が知る限り、今後も議会にこの契約議案はかからなくてもいいという判断だとい

うことは、今までも検討しない、今後も検討しないでこの事業は立ち上がるというのが私の認識です。

もう一度ゆっくり説明します。確かに予算計上して、予算審議はしますが、この事業の必要性、事業の対費用効果、住民のニーズの内容検討をする機会が町民にも、町民の代表である我々議会にもまだないし、今後もないということです。町独自で内容を決定して進めている。これが、私が最初に確認したい質疑です。

次に、この事業の建物は賃貸契約、先ほども言いましたけど、「一定期間の中で建築費を全額回収する」と、7月15日号の広報あしやに載っておりました。いろいろな資料を見た限り、それで間違いないと思うのですが、同時に、建物が建つ土地は町の町有地です。土地の賃貸は無料で行う対応をすると推測いたしますけども、この建物への投資回収、1億5,000万円は15年でやりますよというのを確認と、土地は無料貸与であるということを、これを2番目の質疑として確認します。

最後に、今年3月の議会で、私は一般質問で、この事業への必要性、妥当性の確認を町執行部に依頼しました。それなくしてこの事業を進めることは難しいですよと、芦屋町の現在あるスーパーの事業内容を、現状を、具体的には今のスーパーが、1日の来客数が、売り上げがどのくらいだとか、地域住民の声を聞いて、この事業の推進に当たる必要なこと、ニーズについて調査をされたのでしょうか。これが3番目の質疑です。

以上で、第1回目の私の質疑を終わります。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず1点目でございます。この船頭町の活用事業につきましては、設計予算計上等々の機会をとらえて、議会のほうには必要性、そういったものはご説明申し上げてきたと思います。

それから、2番目、賃貸借契約におきましての件でございますが、土地の賃貸につきましては、まず、事業用建物定期賃貸借契約ということで、この事業を行うために必要な用地ととらえておりますので、一括して土地をお貸しするというふうになります。

なお、この商業用地につきましては、もちろん一括してお貸しするわけでございますけども、周辺店舗、周辺商業の活性化、お買い物の利便性等々をかんがみまして、共用するというところで整理をしております。

それから、3番目のニーズ調査につきましては、芦屋町独自では実施しておりません。これは、進出事業者のほうが独自の調査、それから、コンサルタント委託をして、芦屋町での営業ができるということで判断したということで応募がありましたので、芦屋町の利便性が向上するという

ことで町としては判断しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

それでは、2回目の質疑に入ります。先ほどの回答を聞く中で、まず、1番目の回答の中では、「予算審議をしているし、議会にも説明した」ということです。確かに説明は受けています。しかし、私が言っているのは、事業の内容の審査、妥当性は行われていないし、今後も行われない。これは事実です。確認しました。

この事業は、内容の検討も審議されない中で、ということは、町民の意思は反映されていないなどの事業であるということに言い変わるのです。これを進めるには、私は、もう一度立ちどまって住民と話し合いをし、また、間接民主主義ですから、住民の代表である我々と、1億5,000万円、この内容でいいのでしょうか。

といいますのは、今まで、平成22年2月には、あその土地は「売る」というふうの説明を受けた。去年の2月、5月には「購買・賃貸をします」と説明を受けた。みんな申し込みなかった。そして、今度いきなり8月には「賃貸だけでやります」、これは説明だけです、すべて。

そして、22年の11月、去年の11月になって、町の建貸による公募をやって、麻生芳雄商事が申請をして、事業契約の締結が23年2月に行われました。これまですべて議会にこの内容は、議案としては上がっていないのです。ひとつも。

そして、23年の3月に造成工事、建築工事にかかわれる設計予算を計上しました。これは3月議会で承認しました。これは大きな町の予算ですから。そして、6月において造成工事の補正予算が計上されて、6月議会で可決された。7月12日に工事に関する地元説明船頭町で行われた。これが今までの経過。

今後について、私も芦屋町の議会の規定を全部見ましたが、賃貸契約では議案として上がらない。では、だれが、これが正しい契約なのかと検討する機会がない。これが事実。

もう一度、ここで1回目聞きます。1回立ちどまって、町民の意見を聞き、議会の意見を聞いて、それから進める考えはありませんか。立ちどまってもそんなにおくれないでしょ。そうすることが、コンセンサスを得ることが事業を成功に導く道だと思うのです。理解を得ないで、コンセンサスを得ないで事業を進めて成功しますか。1週間や2週間おくてもいいじゃないですか。というのが2回目の質疑です。一応お答えください。

それから、先ほどの回答では、最後の3番目の質問では、市場調査は行われていないと確認しました、町は。1億5,000万円の投資をして、4億円の土地を使ってやるのに、「自分たち

が事業を麻生さんにやらせているから、麻生さんでやればいいでしょ」、そうじゃないでしょ。我々のリスク管理、4億、5億の金使う、税金です。私の家庭の5億のお金を使うのに、私必死こいで調査します。皆さん方調査しないのですか。それを私、3月議会で言ったでしょ。

おかしいでしょ。大切な税金使うのに、町が調査しないのは。少なくとも情報を得ないのは。麻生からの一辺倒の情報だけでやれるよと、1億5,000万円、4億の土地を貸すのですか、無料で。

再度お願いします。リスク管理しましょうよ、町として。成功させるためにはリスク管理しましょうというのが2番目の、もう一度お願いします。対費用効果も含めて、きちんと、だれが責任とる体制も含めて、真剣にやりましょうよ。「町がやらない」という回答は非常に納得いかない。私、3月議会で声を大にして言ったではないですか。聞かない、住民の意見を。私、住民代表です。最後に確認します。

○議長 横尾 武志君

静かにしてください。

○議員 9番 今井 保利君

最後に確認します。先ほど、結局、建物1億5,000万円は回収するけど、土地は無料で貸し出すという結果になるわけです。芦屋町の町有地をそういう形で無料で貸し出すという根拠、これはどこにあるのか、芦屋町の例規集のどこに土地を含めて貸し出せるのか。この根拠を示していただきたい。私としては、その根拠が見当たらない。これが3番目の質問です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、町民の意思等が反映されていないということに関しましてですけども、これは、マスタープランをつくるときに、アンケート調査を町民2,000名を対象に実施しておるのですけども、この中で一番芦屋町の住民の方々の満足度が低いものが、中心市街地の整備でございます。これは、言いかえれば、整っていない、何とかしてくれという声だと思います。

それと、自由意見の中でも数多くの意見がございました。例えば、ハローデイの跡にスーパーを誘致できないのか。それから、船頭町駐車場を活用してということで、いわゆる住民の皆さんの声というのは、町に対して多く寄せられていたものだと思います。

それから、もう一度立ちどまってというお話でございますけども、これにつきましては、先ほどの住民の大多数の意見、それから、商工会等の要望もございます。それから、本議会でのご指摘、「スピード感を持って事業を進めなさい」、できるだけ早く効果をあらわすべきではないだ

ろうかということに基づいて手続を進めてきたものでございます。

それから、リスク管理につきましてですが、リスクのことについては、私どもは軽々に申し上げることはできないと思うのですが、いわゆるニーズ調査、住民の方が及ぼされることについては、できるだけ検討をして実現していくというのが町の姿勢でございますので、このような事業に取り組んだ次第でございます。

それから、町有地の貸し出しをどこにも書いていないということなのですが、これは先ほど申しましたように、事業用建物賃貸借契約というものに基づいて契約を締結する予定にしております。この賃貸借契約につきましては、建物のみならず、事業に必要な土地までもお貸しすることができるという中での土地をお貸しすることにしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

立ちどまってやはり私はやるべきだと何度も思います。スピード感を持ってやることも重要ですが、住民の声を聞くことのほうが重要です。確かにスピードも重要です。

それから、何度も言いますが、芦屋町の条例を私今持っています。例規集の中を見ると、「芦屋町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」、見ると、これは普通財産だと、今回は行政財産ではないと思うのですが、普通財産に振り替えていると思うのです。これは私の推測です。

普通財産は5項目にわたって「無償または時価より低い金額で貸し付けるこれができる」と書いてありますけども、その中に、今言われたようにひっくるめてただで貸していいようなところはないです。何もない。第3条は「普通財産は無償または時価よりも低い金額で譲渡することができる」、譲渡。第4条は「貸与できる」と、「貸し付ける」今回は貸し付け。です。

第4条1項目については、「国または地方公共団体の者が道路、堤防、水道施設」云々ずっとあります。「研究所、体育館、図書館に使うときには無料」でいいですよ。2番目は、その土地が、「普通財産が、その寄附を受けた人が使うとき」には、それは無償とか安いやつでいいですよ。それから、「天災、そのほかやむを得ない理由のとき」に貸し付けてもいいですよ。

5番目が、「本町の職員及び町立学校に勤務する常勤の教職員の住宅を貸し付けるとき」はいいですよと書いてある。6番目に、「本町の職員をもって組織する共済組合等は、職員の福利厚生を目的とする事業のために供するためには、必要な財産を無料または安くできる」というふうに書いてあるのが条例です。

いいですか。よく見てください。土地も含めて、建物1億5,000万円だけ回収するなら、

土地はただなのです。ただとする根拠は示されていないのです。示してください。示せなければ、この事業はできないでしょ。これが最後の質問です。根拠を示してください。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

先ほど申しましたけども、事業用建物賃貸借契約という契約に基づいております。これは、借地借家法の中に規定されているものでございますが、この事業を推進するために当然建物が必要になります。事業を推進するためには、建物を含めて、土地もあわせて賃貸借契約することができるようになっております。これに基づいて賃貸者契約を行う予定としております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほど今井議員が言いましたように、この問題については、議会では審議がされていないという、そういった立場で、議案第41号を審議していく上で、平成23年3月15日、総務財政常任委員会に提出されました船頭町駐車場活用事業公募などの説明資料、これは、私たちは前回の臨時議会後にいただいたので、この中に対する質疑とかは全然当局に行っていないので、わからない点が数点ありますので、41号を審議する上でも必要なものですので、具体的なところを質問をいたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員、質疑と外れるから、簡単をお願いします。

○議員 10番 川上 誠一君

はい。

まず1点目に、4ページの5、提案を求める事項の中では、「本用地で営業を希望する事業者の企画提案を審査し、事業者を選定した上で、町が事業者と連盟で申請した設計事務所と契約し、設計を行う」としています。これによって、11ページの中では、「船頭町駐車場活用事業公募提案申請書」では申込者が麻生芳雄商事株式会社、設計事務所が飯塚市の佐伯建設事務所が、平成22年12月20日に波多野町長に提出しております。

また、13ページでは、「船頭町駐車場活用事業商業施設賃貸契約提案書」には、提案工事費及び賃料の中で、設計費として517万6,500円が麻生芳雄商事株式会社から申請されています。つまり、選定された事業者が設計事業者を指定し、設計費を決めており、事業者の随意契約のような形になっており、競争原理が働いていないというふうに感じます。この点についてど

うなのかというところを伺いたいと思います。

2点目に、「船頭町駐車場公募提案事業計画書」について伺います。16ページの2の事業計画では、「野菜・果物・鮮魚・生肉・惣菜がテナントを誘致する」というふうになっていますが、13ページの賃貸契約書提案書では、「現状テナント業者の選定において、損益見込みの厳しさを理由に、出店希望者が極めて少ないとしている」としています。こういった点を見れば、この2つが矛盾しているように考えますが、その点はどうなのか。

また、テナントとして受け入れるのであれば、麻生商事はテナント料の設定はどのようなになっているのか。そういった点がわかれば伺いたいと思います。

3点目に、「農産物・海産物の生産者との連携を行う」をされていますが、これについてはどのように行われるのかという点を伺います。

4点目に、21ページの事業運営費の収支計画では、5年目までは赤字の見込みとなっていますが、6年目からは黒字というふうになっています。販売返り費の減少により黒字を見込んでおりますが、なぜ6年目からは黒字になるのか、そういったところがわかれば伺います。

また、初年度の売上資産では、店舗からの距離と世帯数を基礎にして1日150万円、月450万円、年間5億4,000万円と見込み、この5億4,000万円を売上高の基礎として収支計画を立てています。近隣にディスカウントショップや大型店がある芦屋町では、この売上見込みを達成することは厳しいと考えておりますが、その点はどうなのか。町の見解を伺います。

以上で、件数は多いですけど、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、商業施設の設計の件でございます。これにつきましては、公募する際に公募要綱というものがございまして、「船頭町駐車場で営業を希望する事業者の企画提案を審査し、事業者をまず選定した上で、事業者と連盟で申請した設計事務所と契約すること」としました。これが公募要項の公募する際の規定でございます。

この理由としましては、事業者が店舗を運営する上で、コンセプトなどを反映するためには、その事業者が、これまで店舗の改修、新規出店などの際に利用してきた、あるいは意向が反映できる設計事務所と契約することが、芦屋町でのよりよい店舗づくりのために必要であると考えたためでございます。

このような考えのもと、当該案件につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号において規定されている性質または目的が競争入札に適しないと判断し、この要件を応募要項に入れておる次第でございます。

続きまして、テナントの件でございます。スーパーで取り扱う生鮮3品については、傾向としてテナント化が進んでいるという現状にあると伺っております。この理由としましては、労務管理の問題もありますが、すぐれたテナントを導入することで店舗の魅力アップに結びつけたという意向があるためでございます。

なお、テナント料の設定に関しては、私どもは存じ上げてはおりません。

それから、当初5年間は赤字ということで、その後うまくやっていけるかというところなのですが、収支計画で出された内容につきましては、当初4年間で年間5億4,500万円、5年目と6年目は5億5,000万円の売り上げという予想が立てられています。これに対して一、二年目というのは、チラシを打つなどの販売促進費、それから、5年目までは備品のリース代負担が大きいと聞いております。

この間は黒字の事業計画は立てられないと。リース代の負担が軽減される6年目以降に黒字化ということで、事業計画では立てられております。

それと、これにつきましては、麻生としては自社と、それと専門のコンサルタントに委託しているという現状でございます。

それから、地元産品、農業等の連携、農業・水産業との連携につきましては、やっていきますよということで事業提案されております。

それから、商工会のほうに麻生さんは入られたということもお聞きしています。それから、麻生さんと商工会との協議の場、こういったものも設けられておりますので、この辺を基点にして拡大されていくものと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、2回目の質問をいたします。設計費の問題は、事業者のコンセプト、そういったものを踏まえて、事業者が指定する業者で行うという、そういった答弁と思いますが、しかし、芦屋町で商業施設を整備するのですから、町が設計業者を選定し、そして店舗を建設する。これがやはり基本ではないのかというふうに思います。

もちろん事業者のコンセプトの問題とかもありますので、利便性を確保していくために、設計者と事業者が話をし、要望を聞き入れていって、そして図面を作成するという、こういった方法もできるというふうに思います。

はなから麻生商事の指定する業者を麻生商事が設計金額を決めて行うという、そういった点では、やはり後々になって、麻生商事のコンセプトのスーパーであるのであれば、仮に後に入る業

者が来た場合には、なかなか後の業者とのコンセプトに合わないという、そういった問題も出てくると思いますので、こういった点ならば、麻生スーパーのためにこういった施設をつくっていくという、そういったふうにとらえるのではないかと思います、その点はどう考えるのかということ。

それと、2点目のテナントの問題ですが、テナントの賃料はまだわからないということですが、しかし、テナント収入を麻生商事が取るということは、麻生系列の店が入るといえるのならわかるのですが、全然違う店が入るといえるのであれば、やはり、これは町が賃料を回収するという、そういったふうにしないと、施設の又貸しを麻生が行っているという、そういったふうにとらえるのではないかと思います、その点はいかがであるかということをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、最初の設計の件でございますが、「麻生のため」というのは結果論でございます、これは20数社、スーパー事業者にお話したりご案内したりした中で、平等にご案内申し上げておりますので、麻生のためと特段言われるようなことはないと思います。

それから、スーパーの公募をずっとやっていく中で、いわゆる店舗を設計する場合というのは、ほかのスーパー事業者に聞きましたけども、やはり重要な要素であると。

それから、「次の業者が」とおっしゃいましたけども、麻生としては、事業契約のときに、「これが全国のモデルケースとなるように一生懸命頑張っていきたい」、そういうことをおっしゃっていました。したがって、当然選定した業者が長く営業することがまず基本ではないかなというふうに考えております。

それから、テナントの賃料でございますが、内情を言うと、やはりテナントの厳しさ等々もありますけども、公募要綱におきましては「又貸し」というものについては禁じておりません。これは、先ほど申しましたように、どのスーパーにおきましても店舗の魅力を上げようということで、テナントさんを入れようというふうに考えています。

そう考えるのであれば、この又貸しという考え方は取り入れてはいけないのではないだろうかとかいうふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、最後の質問をいたします。公募の趣旨の中でも「船頭町駐車場は芦屋町の中心市街

地に立地する大規模な土地であり、この土地の活用は、芦屋町活性化に大きく寄与する可能性と同時に、町民などからも大きな期待が寄せられています」としています。最終的に町民の税金で商業施設を建て、お買い物難民対策や町の活性化を図ろうとするということであれば、どれだけの住民の声があるか、商店街の声があるか、こういったことが決定的となります。

町は客観的な裏づけをとり、町の行うスーパー誘致を町民に理解してもらうことが何よりも必要だと思います。住民の声を深く分析し、商店街の人とも一緒に「どうしたら町が活性するのか」、こういったことを論議することが重要です。今の町が進めていることは、この考え方、このプロセスがやはり私は欠けているというふうに思います。この点を最後に伺います。

また、この議案を審議する担当委員会におきましては、慎重な審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

本事業につきましては、目的というのは「芦屋町の活性化」です。活性化とは、定住化を含めて商業の振興、この辺の活性化のために実施するものでございます。そのために船頭町駐車場に核となる店舗を建設するものでございます。

したがいまして、これからは商業者の方含めて、皆さんで汗をかいていただいて、芦屋町の活性化、それから、それぞれ商業者の活性化、それから住民の利便性の向上、こういったものに取り組んでいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、発議第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第5号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第41号及び日程第4、発議第5号の各議案については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時09分休憩

午後0時45分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第41号及び日程第4、発議第5号の各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査の結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

〔朗 読〕

報告第11号

総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書

1つ、議案第41号平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）について、本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

平成23年7月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。

〔朗 読〕

報告第12号

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書

1つ、発議第5号原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書について、本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、別紙のとおり原案を一部修正の上、可決すべきものと決定しました。

平成23年7月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。日程第3、議案第41号及び日程第4、発議第5号の各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第41号平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）に、反対の立場から討論いたします。

船頭町駐車場活用事業によるスーパー誘致の問題については、町民の中には多くの疑念の声もあり、税金の投入によるスーパー誘致に反対する署名もとられており、住民の大多数の合意を形

成するに至っていません。第一に、当初売却の予定であった駐車場跡地が、最終的には町が最大1億5,000万円の店舗を建設し賃貸することになったのか、住民に経緯が知らされていません。

7月15日付の広報あしやの一面では、「平成24年春・船頭町駐車場に『核店舗』が誕生します」と周知を図っていますが、なぜ町が税金を使って店舗をついくのか。なぜ町有地を提供してまでスーパーの誘致を行うか。こういったことが住民に対して十分な説明は行われておりません。

この間、町長は、「住民との協働、住民参画、情報の共有」を公約に掲げ、町の施策の重点的なものについては、パブリックコメントやワークショップなど行ってきましたが、このスーパー誘致については一切行われておらず、住民の声を聞くことや議論はない中で、余りにも迅速にスーパーの誘致を進めています。

また、議会においても、本会議場や委員会の審議によることなく、全員協議会の場で説明されただけで、慎重な審議が行われたとは言えません。駐車場跡地の売却、賃貸であれば、町からの資金の投入はありませんが、店舗を建てての賃貸には町からの資金の投入が行われることになり、同じ商業施設の誘致でも、町民の税金をつぎ込むという点から、住民の関心の高まりは違います。

町は、十分な説明を行い、なぜ店舗を建設し賃貸することになったのかプロセスを明らかにし、住民の理解を求めることを追求していくことが必要です。

以上の立場から、反対を表明いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。41号ですけども、本来予算の審議ですので、反対の立場、反対の意見を述べたくないのですけど、慎重な委員会の審査結果を聞いて、可決されて、私は臨みました町民との対話、またはパブリックコメント、今、川上議員が言われたことは、附帯決議でもつけばいいなど望んでいましたが、それにつきません。議会での審議も今後何もなく、賃貸契約ということで、このまま1億5,000万円の建物が建って、そして営業が始まります。

このことについては、我々議会がもうこれ以上審議する可能性がないので、あえて予算議案ですけども、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

それと、先ほど1回目の質疑のときに言いましたけど、普通財産になっている土地については、執行部のご回答では「建物と一緒に賃貸の契約をするのですから、いいですよ」というご回答がありましたけども、私の判断は違います。建物が建っている下までは、土地と一緒に貸す。これは賃貸契約、普通財産化となるでしょう、条例は。こう読み切れます。

しかし、駐車場の土地については、これは普通財産です。駐車場の土地は普通財産を無償貸与するとは、芦屋町の条例に書いてない。それを行おうとする。この条例についてもきちっとした明確な回答がない。ですから、反対をいたします。ぜひ、この辺については執行部が、再度お願いします。町議会にご説明をしていただいて、この事業が成功するためによろしく願いして、私の反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議案第41号、この予算について反対し、反対討論を行います。

6月議会でも造成費用1,000万円については反対討論をいたしました。また、3月議会では今井議員さんが、この計画に至った経緯について企画課長が答えられたのが、マスタープランによる住民意識調査であるということに対して、そういう住民のニーズに具体的にこたえられるように、そして協議し、審査し、そして意見を十分に聞く場を設置しなさいと。それから約3カ月ないし4カ月になります。

それから、6月議会が6月20日にあったものですから1カ月間ありました。その間、やはり住民によるニーズにこたえるというニーズには、反対だとか賛成だといういろいろな意見もあると思いますが、誘致することについてのニーズ、これは意識調査にあるようなニーズです。ところが、いずれにしろ公金を使ってということについては一切触れられていない。

今年の1月、2月に住民説明会をやったと。その中において町長みずからそういう説明をされたけれども、公金を使ってと、金額までは説明できなかった。それは議会で決まっていなかったからということですけど、やはり3月議会以降にはそういうチャンスはあったはずです。

協議し、意見を求める、商店街の皆さんに、どういうふうにして麻生スーパーが来て、そして、過去10年、20年前からこの活性化のためには、その調整をして、何とか活性化のために、しかも買い物難民対策のために必要なのだというようなことをなぜしなかったのかというところが今でもわからないのです。

それで、私としては、この誘致すること、1億5,400万円、合計1,000万円と、それから、設計図面、そして造成費用1,000万円、約、合計1億7,250万円になりましょうか。そういう公金を使って誘致することについて、やはりそれに賛同する皆さん、町民の方というのは7割、8割、9割以上の方が反対しているのではないかというふうに、私の知る限りではそう思っています。

そういう中であって、今度この議案が通れば造成されて、そして、建物を建てていくわけでしょうけれど。

それと、造成されていくその駐車場、先日の説明会、これもまた船頭町の区民の方を中心にした説明会でありました。それを、この船頭町の駐車場は全町民の財産であり、また、利用をしているわけですから、なぜ全町民、全区長さんをお願いして説明会をしなかったのか。あの中では、私は、はまゆう団地の住民として意見を述べさせていただきましたけれども、やはり非常に姑息なやり方で進めているのではないかと。

そして、先に工事ありき、先に麻生スーパーありきで進んできている実態が、日にちが進めば進むほど町民に明らかになってきています。

私は、町長みずからが公金を1億7,250万円使っても、やはり町民の皆様は協力を仰ぐ、そして、7割、8割と言われている町外への買い物客を、やはり公金を使ってやるのですから、町民の皆様、ぜひ芦屋町で、商店街で買い物をしていただきたいということをなぜ訴えてこなかったのか不思議でたまりません。

私も商店街にもその後、6月20日以降にも回ってきました。そして、前回6月20日にも言ったかもしれませんが、タウンバスとか、そういうバスを利用されている方、巡回バス、そういう方たちも消費者の皆さんにもお尋ねしたのですけれども、やはり、誘致することについては問題ないよと、ただ、公金を使ってやる必要がどこにあったのか。

本当にそういう町長不信、執行部不信、それから、その住民説明会がありました、先週。それに対する課長さんたちが見えられていましたけど、その人たちに対する不信、芦屋町の行政は大体何をやっているのだと、町民の声から乖離した取り組みをやっているのか。

私は、こういうような中で、町民の方々、買い物をされる方を一人でも、スーパー麻生に来てもらえるような取り組みをされなかったことについて、非常に残念でなりません。

では、お金をつぎ込んで麻生スーパーが来たときに、私は公金を使って麻生スーパーさえ成績がよくて、そして撤退をしなければいいというふうにはならないと思います。やはりそのマミーズしんえい、それから、商店街の八百屋さんとか、そしてお菓子屋さんとかさまざまなお店がありますけど、そういう人たちが倒産し、撤退してでも麻生スーパーを守らなければならない理由は何もない。

公金を使っている以上は、では、しんえいが撤退せざるを得ないような状況になったときに、芦屋町はお金をつぎ込んで「残ってください」というふうに言うのか。

それから、そのスーパーしんえいを使っている中ノ浜の皆さん方が、しんえいが撤退したときに、ではあの辺のしんえいの近くにもう1回お金を1億円ぐらい使ってつくってくださいと、こうなったときは、これも住民の意向に沿った、そして、買い物難民の皆さんを手助けするという意味では、次々と建物を建ててやらなくてはならなくなってしまうのではないのでしょうか。

そういう意味で、多くの町民の皆様の協力を仰がなければならないこの議案ですから、どうし

て執行部の皆さん、町長初め、そういう出向いてやらなかったのかなというふうに思います。

1つ疑問に思うのは、麻生スーパーは、賃貸料として、1億5,000万円の中で15年間で
すから1,000万円。そうすると、賃貸料は80万円か100万円ぐらいでいいのでしょうか、
ど、どうなりましょうか、4店舗、5店舗ぐらいのお店が入るかと思います、テナント料として。

そのテナント料は、例えば、スーパーの経営者にも幾つか聞いてみました、水巻とか中間とか。
「大体テナント料で幾らくらいするものですか」と、そうしますと、大体四、五十万円から、売
り上げがよければ60万、70万円ですと。仮に低い金額の40万円とするじゃないですか、
そしたら、5店舗、4店舗入ったら、50万円として、4店舗で200万円入るわけです、スー
パー麻生さんは。

先ほどの川上議員の質問の中にもありましたように、そのテナント料は町は回収しませんよと
いうことですから、麻生スーパーさんはテナント料200万円をいただいて、そして100万円
町に入れる。テナント料だけで100万円以上の利益があるとなります。

そういう安いテナント料でもスーパー麻生は成り立つわけですから、そうなれば、そののしん
えいさん、それからフラップさんは、それ以上のテナント料を払っていると思います。だから、
結局スーパー麻生の品物は、しんえいさんやフラップさんよりも安いかわかりません。そうな
ると、やはりスーパーしんえいにお客様が1,000人の計画があるでしょうけど、そうします
と、どうしてもスーパーしんえいやフラップさんが麻生スーパーのほうに来られると。

では、私たちはそれでいいのかと、しんえいが倒産し、フラップも非常に売りが悪くなる、
商店街の皆さんも売りがどんどん悪くなる。そして、そういうシャッターが、そういう店が
どんどんふえていく。

だから、私たちは税金、公金を使ってやるわけですから、本当にそういう形で進められたとき
に、私は、このスーパー麻生が活性化とか、それに買い物難民、弱者救いという意味でつくられ
ようとしていますけれど、商店街の活性化、繁栄化、人が集まる手だてがない。ただスーパー麻
生が来れば活性化して、商店街にもたくさん人が集まってくるだろう程度です。いわゆるスー
パー麻生が目的化して、これはあくまでも手段です。

だから、スーパー麻生ができて、そして、商店街のシャッターが閉まっているところをどう活
性化するための手だては一切今までの話では聞いていません。

やはり、商店街には若い人たちが来れるような、そういうことをやればいいと、そうしてほし
いと、本当に買い物ができない、そういう人たちに宅配サービスをやってほしいとか、移動市場
をやったらどうか、巡回バスをもう少しふやしたらいいやないか、子育て支援センターをつくっ
てはいいやないかと、そういう1億7,000万円のお金があるならば、そっちのほうに回して
ほしいという要望がるるたくさんあります。

それについて一切話は聞かされていません。本当にこういう形で進められていいのかなと、そして、ここで採決、先ほどの総務財政委員会では、川上議員も今井議員さんも言われたように、一歩立ちどまって、そして検討してはどうかというような意見もありましたので、私は、委員会の中で「特別委員会を設置して、もう少し考えてはどうか」という要望を出しました。でも、これはあくまでも要望であるからということで取り上げられませんでした。私は残念でなりません。

ここで採決に向かっていくでしょうけど、では、1年、2年、3年と言わずに、スーパー麻生が撤退したときの心配を感じます。

宮若市では大きなスーパーがあるわけですけど、今、宮若市では大混乱になっておるようです。あるスーパーの、宮若市では今、撤退をするような状況になっておるそうです。議会でも責任をめぐって今いろいろと問題になっているようですけど。

この議場で、私はぜひ、この議案について慎重を期して反対をしていただきたいと思います。この議会として賛成で通れば、私たちは町民の負託を受けて、町民の意向、私から言わせれば、町民の考え、意見に対して負託を受けた者として、町民の願いは、このスーパー麻生を、公金を使ってまで誘致する必要がどこにあるかという、そういう疑問に答えられないような採決になれば、もし一、二年、3年で撤退したときにだれが責任をとるのかということが、私今、頭の中に考えられるわけです。

私は、6月の20日に反対討論の中で、玄海レク・リゾート構想のことについて述べました。そして、玄海レク・リゾート構想のときの、その当時の吉田徳久町長に私は、つかかかって「何を根拠でリゾートをするのか」と、私は、芦屋町の専門会の事務局長でしたから。

そうしますと、住民意識調査に玄海レク・リゾート構想なるものを誘致したいのですが、賛成ですか、反対ですかという項目があるのです。「その項目を見たら98%誘致賛成だというふうに書いてあるから誘致するのだよ」というふうに説明を受けました。では、誘致されることについて、「具体的にその説明会をなさりましたか」、それ以来全然されませんでした。

そして、いよいよ給与権放棄の印鑑が押されるようになったときにある議員が我が家に来られて、そして、「反対運動をやっぱりやる必要がある」と、これは、「リゾート問題については400億円をかけて成功するわけない」というような話の中で、議員さんが2人来られて、そして、いろいろ議会の方、住民の方と話し合いをする中で、町民大会を開き、そして、そういう玄海リゾート構想、芦屋タウンリゾートを白紙になっていった23年前のことを思い浮かべるわけですけど。

今まさにこのような状況になっているのではないかと、あのときには22名の議員さんがおられて、11対11でした。そして、最終的には住民投票条例制定運動まで始めました。わず

か40日間の間でしたけども、20日間で3,400何十名の方を集めました。そして、議会で条例案について審議されましたけど否決になりました。まさにあのときには議員の皆様が半分半分でした。

きょうは、ぜひ、そういう町民の負託を受けた私たち議員として、将来のことを考えて、芦屋町の命運をかけるような時期だと思います。そういう意味では、今井議員さんや川上議員さんがおっしゃったようなことも踏まえて、もう少し一歩考えてほしい。そのためには、この議案を賛成しないしてほしいと強く思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

3番、刀根でございます。私、第41号議案について、違った視点の中で反対をしていきたいと思えます。

と申しますのも、いろいろな会議の中で、やはり住民の声とか、そういったものが出ているわけです。しかし、その声というものがまだ十分に煮詰めていない中での実施ということについては、私は、やはり長年の懸案事項であるこの商業振興をということで考え方は大賛成です。

それをやる中で、もっと予算をかけてでも使い勝手がいいような、そういったのをして、そして商業地域というものを、本当にやる以上は成功する。住民の皆さんも、それに対して「買いやすいね」、そういった局面を描いているわけです。

そうしたときに、やはり一方通行のままであり、ロータリーをそのままの状態オープンしていくといった形になったときに、事故になったときには遅過ぎるというところがありますので、例えば、バス停等の移転とか、そういった点も含めまして、それが整った中で実際はオープンすべき内容かなというふうに考えました。

そうしたときに、幾分予算が仮に膨らんだとしても、そちらのほうが先々芦屋町の将来のためには明るくなるのではないかなという意味合いで反対をいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

7番、辻本です。私は、議案第41号平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この計画は、結果としてスーパー麻生になっておりますが、6月の定例議会のときにも私は討

論をさせていただきました。私は、この計画のスタートは昭和50年にあるのです。昭和50年、ちょうど私が商工会に入ったときでした。それから今日までいろんな計画を商工会としてやってきたわけですが、その中で随所のマスタープランに入ってきております。船頭町駐車場の有効活用というのが入ってございました。

やはり、なぜこんなことに取り組んでくるのかという基本的な考え方ですけれども、やはり、芦屋町として町の活性化、町のにぎわいづくり、商店街の活性化、そういった意味合いから、どうしてもこの芦屋町の中心地域に当たる船頭町駐車場、これが、ここに中核施設を誘致することによって、本当の町民の方々の買い物利便性向上、商店街の活性化、これに目的達成することができると、そういう意味合いから随分と取り組んでまいりました。

今回も、今までずっとる説明があつておりますが、私たち議会としては、確かにこの1億5,000万円の件につきましては、具体的な数字は今年の3月の定例議会で出てきたと思いますが、それまでは、やはり何回となく全員協議会でもこういう経過で流れていきたいと、計画したいという話もありましたし、今話がありましたように、当初は、やはり土地を売却すると、そこからスタートしておりますが、この時代背景の中で、やはり芦屋町に出店するところはないと私もずっと思っていました。

それは、買い手がない、では貸しましょう、これもないということで、今回、第3段階目でこの計画になったわけでございますけれども、今の芦屋町のよその地域、遠賀郡4町のほかの3町との立地条件からして、やはり、経営者というのはコンパスを回すわけです。コンパスを回したら、半分は基地であり、半分は海です。だから芦屋町に来ないのです。頭を下げても、来ないというのが現実なのです。

では、そのままにしておいて、今、ハローデイが撤退して、商店街が疲弊してきた、空き店舗がふえてきた。どうしてそれをとめることができるのかということから考えたときに、やはり中核施設というのは必要になってくるのです。だから、私は、今回の計画につきましては、私の自分のこれまでかかわってきた経過の中からして、やはり中核施設を有することは大前提でございました。

その結果として、確かに結果、責任という言葉は出ますけれども、これは、やっぱり町民のためにやるわけでございますので、行政もしっかり考えていると思いますし、もちろん出店する側もそこは考えてまいります。それが経営者です。事業経営です。したがって、私は、この計画、4年前にも初当選させていただいたときに、その質問をしたというのは、そこに定義があるわけです。

ぜひ、確かに町民の方に対する情報提供の不足があるかもしれません。これはしっかりと、これから町民の方に、できた以上は利用をしてもらわなければいけません。町民の方は7割出てい

るという話ですけど、私がおるころは6割の世界でした。今は7割と聞いていますが、この7割、よそから来てもらわなくていいのです。芦屋町の方に利用をしてもらえればいいのです。

そういった観点から、まちづくりの中で商業振興、町民の買い物利便性向上、それに視点を置いて予定どおり進めていただきたいと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。

まず、日程第3、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第41号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、発議第5号について、委員長報告のとおり原案を一部修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第5号は原案を一部修正の上、可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付することといたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、あわせて平成23年芦屋町議会第3回臨時会を閉会いたします。

なお、明日午前6時から芦屋町町制120周年記念事業の一つであるラジオ体操・みんなの体操会が総合運動公園にて開催をされますので、皆様のご参加をよろしくお願いいたします。お疲

れさまでした。

午後 1 時17分閉会
